平成２３年（フ）第４８号
宮城県東松島市矢本字上河戸94番地１、前住所宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字新桑畑８番地１
債務者　阿部　勝実（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成23年９月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
群馬県高崎市倉渕町水沼69番地１
債務者　近藤　岳志
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２５０号
群馬県高崎市倉渕町水沼69番地１
債務者　近藤まなみ
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５８６号
埼玉県所沢市北野３丁目１―11　所沢ロイヤル病院内、住民票上の住所千葉県君津市外箕輪４丁目14番３号102
債務者　坂本三喜雄
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５９６号
埼玉県飯能市新町26番５号　みゆき荘101、前住所埼玉県川越市大字藤間60番地１　ＳＳＳ川越第２寮
債務者　村嶋　　登
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６１５号
埼玉県入間市下藤沢458―４、住民票上の住所埼玉県入間市東藤沢３丁目７番９号　モアステージ308
債務者　新林ゆき子
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６３４号
埼玉県入間市大字下藤沢653番地１　サンクレスト406
債務者　杉本　陸司
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６３８号
埼玉県川越市的場北２丁目14番地13ジュネス栗原Ⅱ102号室
債務者　滝沢　隆光
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６４１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保907番地14、前住所埼玉県飯能市大字笠縫120番地
債務者　田丸　亮一
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６４９号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田83番地７
債務者　田中よしゑ
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６５４号
埼玉県所沢市大字山口51番地の５　大和ハイツ２―103
債務者　岡村雄一郎
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６５５号
埼玉県川越市大字藤間60番地１　ＳＳＳ川越第２寮
債務者　中野　秀人
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６３号
埼玉県深谷市寿町203シティーパレス深谷11―205号室、住民票上の住所群馬県前橋市古市町１丁目10番地32　パールローズ301号
債務者　飯島　翔大
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３２１号
埼玉県深谷市上柴町西７丁目１番地８　内谷ハイツＢ―202号
債務者　田中　雅子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３４６号
埼玉県本庄市小島２丁目15番24号
債務者　岡本　拓真
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３６０号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保366番地１　ハスヤマＣ103号
債務者　小島　裕子（旧姓青木）
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０８号
千葉県匝瑳市野手1575番地
債務者　熱田　恵子
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係